

1,2-ジクロロプロパンについて、労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加されます。これにより、1,2-ジクロロプロパンを用いる洗浄や拭き取りの業務に当たっては、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録等を30年保存することなどが義務付けられます。平成25年10月1日から施行・適用されます(一部には経過措置あり)。

1,2-ジクロロプロパンについて健康障害防止措置が義務付けられます(リーフレット)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130909K0041.pdf>

今回の改正の詳しい説明

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130909K0040.pdf>